

蒲刈高齢者福祉センターに係る指定管理者の候補者の選定について

蒲刈高齢者福祉センターの指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

- (1) 所在地 呉市蒲刈町田戸2308番地1
 (2) 設置目的 在宅の高齢者及び障害者について、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、もって市民の福祉を増進するための施設として設置する。

2 公募の概要

- (1) 公募期間 平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）まで
 (2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市本町9番21号	会長 貞國 信忠

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

呉市福祉関係施設の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類（及びヒアリング等）をもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者の候補者として選定しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
① 事業計画書等の内容が、施設の平等な利用を確保するものであること。	・利用者の平等な利用の確保	適・否 ※否は失格
② 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。	・施設の設置目的と性格等の理解 ・自主事業の内容と施設の設置目的の適合性 ・苦情への対応と個人情報の取扱い	適・否 ※否は失格
③ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。	・利用促進が図られる取組及び老人福祉事業への取組	適・否 ※否は失格
④ 事業計画書等の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。	・管理経費の縮減のための工夫 ・適正な管理が行える収支計画等	適・否 ※否は失格
⑤ 施設の管理運営を安定して行う能力を有するものであること。	・団体の経営状況 ・安定した管理が行える人員配置体制 ・事故等の緊急事態への対応	適・否 ※否は失格
⑥ その他	・障害者雇用への配慮 ・地元雇用への配慮 ・高齢者福祉の増進に必要な事業への取組 ・類似施設の管理実績	適・否 ※否は失格
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、社会福祉法人呉市社会福祉協議会を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	【評価した点】
総合判定	適	・高齢福祉の増進、地域交流の促進等のために適切と認められる自主事業の提案がなされていること。 ・同団体が実施している他の社会福祉事業等との連携や、社会福祉法人としてのこれまでの経験を生かすことで、適切な管理運営が期待できること。
【内訳】		
審査基準①	適	
審査基準②	適	
審査基準③	適	
審査基準④	適	
審査基準⑤	適	
審査基準⑥	適	

4 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

【問い合わせ】 呉市福祉保健部介護保険課（電話0823-25-3138）